

第 3 次 野洲市子どもの読書活動推進計画



令和 2 年 3 月
野洲市教育委員会

目 次

I	はじめに	1
	計画策定の趣旨	1
II	基本目標	1
1	基本方針	1
2	計画の期間	2
III	子どもの読書活動推進のための方策	3
1	家庭における子どもの読書活動の推進	3
2	地域における子どもの読書活動の推進	4
3	学校・園等における子どもの読書活動の推進	6
	(1) 幼稚園・保育園・子ども園・子育て支援センター等における子どもの読書活動の推進	6
	(2) 小・中学校における子どもの読書活動の推進	7
IV	広報啓発活動等	8
	読書活動に関する理解・関心の普及と推進体制の整備	8
V	子どもの読書活動推進目標	9
1	ライフステージに合わせた目標の設定	9
	(1) 乳児期…本との出会い	9
	(2) 幼児期…本を楽しむ	9
	(3) 小学生期…たくさん読む	9
	(4) 中学生期…本から学ぶ	9
	(5) 高校生期…本を活用する	9
2	令和6年度までに達成する目標値の設定	10
	資料	11

I はじめに

計画策定の趣旨（推進計画の基本的な考え方）

本市では、平成20年3月に「野洲市子どもの読書活動推進計画」、平成26年9月には第2次計画を策定し、読書活動を通して子どもたちが心豊かな情操を抱き、健やかに成長するための取組みを進めてきた。

第2次計画期間中の主な取組みとして、野洲図書館では、ブックスタート事業や幼稚園・保育園・こども園向けセット貸出サービスを開始し、乳幼児期からの子どもと本をつなぐ働きかけを行っている。また、学校からの要望に応え、調べ学習への協力や出張貸出などを行っており、子どもの読書活動に関わるボランティア団体等に対しては、おはなし会用資料の貸出や活動への必要な助言を行っている。

園での日常的な読み聞かせや、学校での一斉読書の実施により、本に親しむ時間の確保に努めているが、学校・園の蔵書を充実するなど、子どもたちが興味を惹かれる本と出会い、読書を楽しめる環境を作っていくことが課題である。子どもの読書活動の推進に向け、家庭、地域や学校・園などが協力して読書環境の整備を重点的に取組む必要がある。

前計画の策定から5年が経過した現在、目標の見直しとその達成に向けた取組みのための指針を作成し、今後さらに子どもの読書活動を推進するため、ここに「第3次野洲市子どもの読書活動推進計画」を策定する。

II 基本目標

次代を担う子どもたちが、読書を通じて主体的に学ぼうとする習慣や、取捨選択した情報を基に自ら考え表現する力を育むことは、読み解く力の基盤となる。そのためには、家庭・地域・学校・園など多くの人々の協力・連携が必要であり、子どもを中心にそれらがつながったとき、より効果的な推進が図られる。子どもたち一人ひとりが、周囲の大人たちのつながりの中で、様々な機会を通して本や読書に親しみ、自ら進んで読書を行う習慣を身につけることができるよう、施策を推進する。

1 基本方針

①子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実

乳幼児が本と出会い、本に親しみ、本の喜び楽しさが発見できるよう、成長・発達に応じて本を読む機会と場を提供する。そのため野洲図書館が中心となって、家庭・地域・学校・園と協働・連携し子どもの読書活動を推進する。

②家庭・地域・学校・園を通じた社会全体での取組みの推進

- ・乳幼児期の読書活動は、家庭の理解・協力が不可欠であり、保護者をはじめとする周囲の大人への啓発や読みきかせ会等を実施し、家庭での読書活動を支援する。
- ・学齢期の子どもが本に親しみ、主体的に学習するため学校図書館は大きな役割を担っている。そのため十分な資料の整備とともに、学校図書館法の改正により「学校には、司書教諭のほか、学校司書を置くよう努めなければならない。」となったことを受け、現任の司書教諭と合わせて、学校司書の配置を目指しながら、効果的に児童・生徒が図書資

料を活用できるよう学校図書館の充実を図る。

③子どもの読書活動に関する情報の普及と啓発

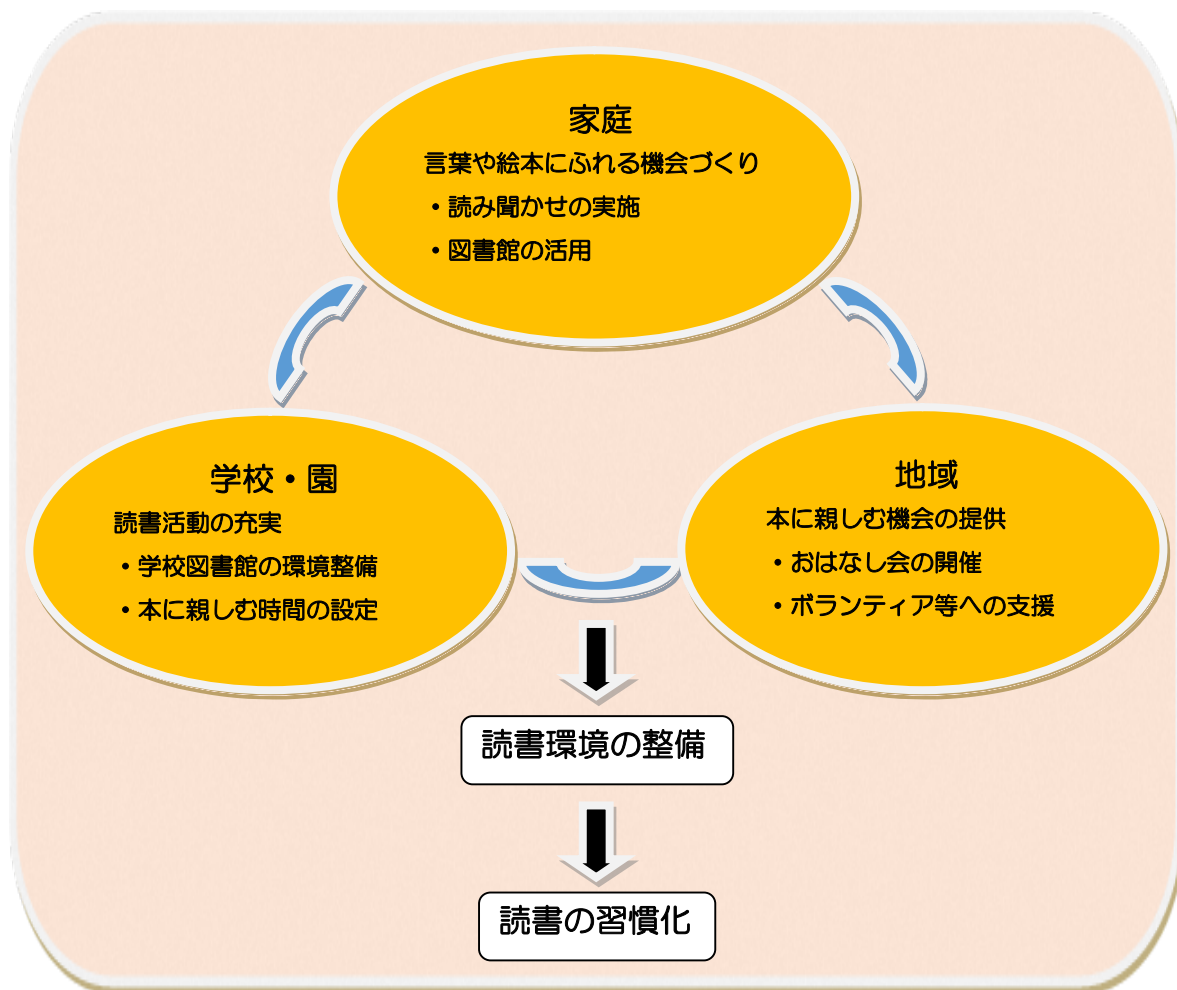
読書活動をより有効に推進するため、野洲図書館を中心に関係機関が連携し、国や県の情報や啓発冊子などの子どもの読書活動に関する情報がいずれの公共施設・学校においても得られるよう普及・啓発を推進する。

※司書教諭：学校図書館の専門的な事務を行う教員。学校図書館法により、12学級以上の学校に設置が義務付けられている。

学校司書：学校図書館の職務に従事するための専門的な知識・経験を有する学校図書館担当事務職員。

2 計画の期間

この計画の期間は、令和2年度からおおむね5年間とし、必要に応じて見直しを行う。



基本方針のイメージ図

Ⅲ 子どもの読書活動推進のための方策

1 家庭における子どもの読書活動の推進

家庭は、子どもにとって生活の場の基本であり、子どもが日常生活を過ごすなかで自然に本と親しむことができる環境を家庭につくることが重要である。

そのため、家庭においては、「読書の時間」を設けて子どもの成長にあわせた読みきかせをするなどして、本と出会うきっかけをつくるとともに、子どもの読書に関する興味や関心を引き出す取組みを進めていく。

(現状と課題)

テレビ、インターネット、携帯端末などの様々な情報メディアの発達・普及は、子どもたちの生活環境や家庭環境を大きく変化させ、子どもが本に親しむ機会の減少の一因となっている。

家庭において、子どもが読書の習慣を身につけるためには、子どもへの働きかけとともに、読みきかせや読書の重要性について、保護者に対し働きかけを行う必要がある。

(施策の方向)

- ①PTA や保護者会に働きかけを行い、読みきかせやおはなし会などへの参加を促す。
- ②読書の重要性について保護者への理解を促進するため、「ブックスタート事業」を継続する。
- ③子どもや保護者に向けて成長・発達に応じた図書の情報を積極的に発信する。

※ブックスタート事業：野洲図書館の職員が、市の4か月児健診時に出向いて絵本を配布し、乳幼児への子どもと本をつなぐ働きかけを行い、心をはぐくむ活動。あわせて、野洲図書館や滋賀県が発行している資料を活用しながら絵本を紹介し、読み聞かせや野洲図書館の利用方法・行事の案内等を行う。

(家庭での取組例)

- ・保護者が子どもと一緒に本を読む習慣を身につける。
- ・子どもに読みきかせを行う。
- ・毎日時間を決めて本を読む。
- ・声に出して読む、音読をすすめる。
- ・読んだ本について感想を話し合う。
- ・子どもが興味・関心を抱いている本を知り、読書の機会を作るよう、図書館を活用する。
- ・図書館での催しや活動に積極的に参加する。

2 地域における子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するためには、子どもたちが日々過ごす家庭や学校・園のほか、地域の中で子どもが読書とかかわる場が必要であり、子どもの身近なところで本と親しむことができる環境をつくることが重要である。

野洲図書館は、子どもが学校外で本と出会い親しむことができ、気軽に相談できる場所となるような環境整備に努めるとともに、コミュニティセンター・学童保育所・ボランティア団体等と連携して、より多くの子どもたちに本と親しむ機会を提供し、読書活動の普及・啓発に努めるなど、子どもの読書活動推進の中核的な役割を果たす。

野洲図書館における子どもの読書活動の推進

(現状と課題)

野洲図書館は、運営の重要方針のひとつに「児童サービス」を位置づけ、生涯にわたる図書館利用の基礎を形づくるために児童向け資料の充実やおはなし会などの開催、学校・園へ本のセットの貸出を行っており、あらゆる機会を通して子どもの読書活動の展開に資する事業を実施している。

乳幼児期の子どもに対しては、おはなし会の実施や市の4か月児健診時における「ブックスタート事業」など、保護者に対して積極的に読み聞かせの啓発を行っている。

小・中学校に対しては、通常授業や特定課題に役立つ資料の収集と貸出を通して調べ学習への協力などを行っている。また学校図書館支援ボランティアや、個別の読書ボランティアグループとの連携を図るとともに、これらの団体への研修や活動機会の情報提供を行うなど幅広い児童サービスの展開に寄与している。

家庭や地域と密着した活動が期待される読書グループやボランティア活動団体に対しては、資料を提供するために、県立図書館をはじめとする公共図書館と連携しながら支援を行っている。

高校生を中心とした青少年の読書に関わる活動としては、青年期的人格形成に多様で豊かな読書体験を提供できる場が必要であり、公共図書館のもつ幅広い蔵書と読書支援サービスがその一角を担い得る重要な施設となっている。

障がいのある子どもに対しては、読み聞かせを行うなど、本に親しむ機会の提供を行っているが、個々の障がいに応じた図書館サービスの充実を図るために、学校や関連機関と連携をとりながら、子どもの読書活動を推進する必要がある。

また、地域との連携における活動の支援については、読み聞かせボランティアなどへの支援を通して子どもが読書に親しむ機会を提供しているが、コミュニティセンターなどとの連携を通して地域へのより一層の働きかけを行い、子どもにかかわる大人へのサービスも積極的に展開して子どもの読書活動を推進する必要がある。

(施策の方向)

読書のための条件の整備

- ①児童向けやヤングアダルト向け資料の整備・充実を図る。
- ②司書の配置と司書の専門的知識・技術の研鑽と向上を図る。
- ③市内幼稚園・保育園・こども園、小・中・高等学校への情報提供、団体貸出や学校への

出張貸出を行う。

- ④新着資料・図書館行事等をHP上で公開するなど、情報化を推進する。
- ⑤入手が困難な資料についても他の公共図書館等より借用して提供する。

読書の機会の提供

- ①子どもと本の出合いの場を提供するため、読書に関する催しを実施する。関係機関、ボランティア団体等との連携を図りながら、おはなし会や講座等の図書館行事を開催し、読書および図書館利用の普及に努める。
子ども読書の日（4月23日）を中心とする期間および11月の教育月間には、ボランティア団体と協力しておはなし会などを開催する。
- ②児童図書に関するレファレンス・読書相談の充実を図る。
- ③障がいのある子どもへの図書館サービスの充実を図るため、大活字本やバリアフリー図書など、障がいの特性に応じた資料の提供に努める。また、図書館への来館が困難な子どもに対して郵送や宅配により資料を届けるサービスの利用普及を図る。
- ④特別支援学級や養護学校等において、読み聞かせを行い、本に親しむ機会を増やす。
- ⑤日本語を母語としない子どもが読書に親しむことができるよう、外国語図書の提供に努める。
- ⑥地域の需要に応じてコミュニティセンター等へ出向き、おはなし会の実施や読み聞かせの方法についての助言などを行う。また、子どもと本に関する講演会を継続して行い、啓発に努める。
- ⑦子どもの読書活動に関わるボランティア団体等に必要な助言を行う。
- ⑧ボランティア活動の機会と場を提供し、学校・園の需要に応じて読みきかせ活動に積極的に参加できる体制の確立を図る。
- ⑨民間団体に対する様々な助成金制度の情報を提供する。

※レファレンス：図書館の利用者が必要とする資料や情報を的確に案内・助言をするサービス。

バリアフリー図書：障がいのある人の読書に配慮した本や障がいを理解するための本。

（地域での取組例）

- ・市民にボランティア参画への呼びかけをする。
- ・地域の需要に応じて、学童保育所やコミュニティセンター等で読み聞かせ等を行う。
- ・学童保育所や子育て支援センター、ボランティア団体等へ団体貸出を行う。
- ・子どもと本に関する講演会等を野洲図書館で開催したり、他市での開催情報をボランティア団体等に提供する。

3 学校・園等における子どもの読書活動の推進

幼稚園・保育園・こども園は、乳幼児期に絵本の読みきかせや素話、語りなどにより、本に親しみ、楽しさやおもしろさを感じられる機会を提供するなど、その後の読書活動の基礎を築く、大切な役割を果たしている。

また、小・中学校では従来から国語などの教科における学習を通じて読書活動が行われ、学校図書館では図書資料を活用した学習活動が進められている。

価値観が多様化し、情報が氾濫する今日にあっては、本から得た情報を正しく理解し、その他の情報と結びつけ、自分なりの考えをまとめていく能力を育むことが大切である。

(1) 幼稚園・保育園・こども園・子育て支援センター等における子どもの読書活動の推進

(現状と課題)

子どもは、絵本や物語などで見たり、聞いたりした内容を自分の経験と結びつけながら、想像したり、表現したりすることを楽しむ。乳幼児期に、言葉や絵本に触れる機会を増やし、本に親しんでその喜び、楽しさを感じられる体験は、その後の読書活動の基礎となる。

また、乳幼児なりの感じ方や楽しみ方を大切にしながら、イメージを一層豊かに広げ、表現力豊かな子どもを育てていくことができるように、絵本や物語の世界に浸る体験をより多く与えていくことが必要となってくる。そのためにも、乳幼児期においては、絵本等を整備して気軽に絵本や物語にふれることができる環境づくりを行い、教諭・保育士が乳幼児期における絵本との出会いの重要性をより深く認識し、関係機関やボランティアとの協力・連携による読みきかせなどによって、一人ひとりの語彙力や想像力、コミュニケーション能力を身につけ、子どもの言葉に対する感覚が養われることが求められる。

また、家庭では本とふれあう時間が持てるよう、保護者を対象とした講習会や情報交換の場を設けることが期待される。

(施策の方向)

①資料、設備の整備・充実を図る。

乳幼児が絵本や物語に親しみを感じられるように、興味・関心、発達段階等に応じた絵本等を整備するよう努める。

②絵本や紙芝居等に親しむ機会を提供する。

絵本や紙芝居等との出会いの重要性を家庭にも伝え、保護者やボランティア等の協力を得て、絵本の読みきかせや紙芝居の実演等の開催、絵本の貸出などを行う。

③教諭・保育士の理解と技能の向上を図るため、講習会や情報交換の場に参加する。

乳幼児が絵本や物語などに親しめるよう、講習会や研修会への積極的な参加を促し、研修等を通じて教諭・保育士の理解と技能を高めるよう推進する。

④図書館と連携を図る。

図書館により実施されている子どもの発達段階や季節に応じた選定図書の活用や、園でのおはなし会の開催、また、図書館での催し案内等の紹介に努めるとともに、教諭・保育士の読み聞かせ等の研修への積極的な参加を推進し、その質の向上を図る。

(幼稚園・保育園・こども園等での取組例)

- ・乳幼児に適した絵本を揃える。
- ・絵本コーナーを設置する。
- ・静かで安心して読書ができる場所を提供する。
- ・保護者向けの講座や親子で一緒に楽しめるおはなし会などを開催する。
- ・絵本等を通して親子のふれあいを深めていけるよう、絵本の貸出を行う。

(2)小・中学校における子どもの読書活動の推進

ア. 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

(現状と課題)

朝の読書などの一斉読書、読みきかせ、おはなし会などが各学校で行われており、児童生徒に読書の魅力を知らせるような取組みを充実していく必要がある。

また、子どもたちが読書に対する興味や関心、あこがれを抱くことができるように、教科等の指導計画に読書活動を組み込んだり、学校図書館や野洲図書館から借りた図書等を活用した授業を行ったりするなど、様々な学習活動で読書活動が展開される工夫をしていくことが求められる。

障がいのある子どもの読書活動の推進については、特別支援学級等では、図書や絵本を教材とした様々な工夫をこらした活動が展開されているが、今後も障がいをもった子どもたちが豊かな読書活動を体験できる図書資料を整備・充実していく必要がある。

(施策の方向)

- ①長期的なビジョンに立ち、子どもの読書活動や学習に役立つ学校図書館づくりを進める。
- ②各教科等の年間指導計画に学校図書館の活用や読書活動を位置づけ、全校的な取組みを行う。
- ③司書教諭が核となって計画する全校的な読書活動について、すべての教職員が共通した目的や意識を持って実施するように努める。
- ④児童生徒の読書に親しむ態度を育み、読書習慣を身に付けさせるため、朝の読書活動をはじめとする集団読書や読みきかせ等の取組みに努め、日常的な読書活動へ発展していくように読書指導を進める。
- ⑤学校図書館の活用方法や読書の楽しさを啓発し、利用を促す。
- ⑥図書館ボランティア、読書ボランティアや学校応援団等の協力を得ながら学校図書館の充実を図る。

(学校での取組例)

- ・学習に関連するテーマの本を紹介し、読書への意欲を高める。
- ・児童会・生徒会活動として学校図書館の利用促進、読書活動の推進を図る。
- ・グループでの調べ学習、読書会などを設ける。
- ・学校図書館を利用した学習活動を推進する。
- ・学校読書デーを定め、読書活動を推進する。

- ・学校図書館ボランティアによる図書利用の指導・援助を行う。
- ・朝の時間などを活用して読書を行う。
- ・読書感想文やお話を絵にする活動等への応募を行い、読書を奨励する。
- ・懇談会・PTA等を通じて保護者へ読書活動推進の啓発を行う。

イ. 学校図書館の整備・充実

(現状と課題)

学校図書館は子どもたちが最も身近で本に親しむ場所であり、本計画を推進する上で極めて重要な施設であり、重点的に活性化する必要がある。

「学校図書館図書標準」の冊数に満たない学校がある。児童生徒の読書活動を活性化し、各教科等で学校図書館の機能を活用した学習活動を展開するためには、それに応えることのできる学校図書館の整備、質の高い図書の充実が必須である。

司書教諭は、図書館司書や学校図書館ボランティア並びに一般ボランティアと連携して、全校的な読書活動の推進を図ることが求められている。

※学校図書館図書標準：公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として、国が設定した蔵書冊数。

(施策の方向)

- ①学校図書館の蔵書を把握し、必要な図書等の資料を充実させ、「学校図書館図書標準」の達成に努める。併せて資料として古くなった図書の廃棄を進める。
- ②児童生徒にとって魅力のある学校図書館になるように図書館内の環境整備を進める。
- ③学級文庫の設置を進めるなど、身近に本を手にとることができる読書環境を作る。
- ④学校図書館の運営にあたっては、司書教諭が十分な役割を果たすことができるよう、図書館ボランティア等の協力を得て、常に人がいる学校図書館の実現を目指す。
- ⑤より充実した読書指導ができるよう、読みきかせ、ブックトークなどの読書指導方法を教員等が研修する。

※ブックトーク：読書案内の手法の一つ。読みきかせと異なり、あるテーマにそって何冊かの本を紹介することで、読書意欲を喚起することを目的とする。

IV 広報啓発活動等

子どもの読書活動に関係する施設や団体との協力・連携を図ることにより、情報の収集と提供の充実に努めるとともに、読書活動の必要性を啓発するための冊子等を配布することにより、子どもの読書活動を促進する。

読書活動に関する理解・関心の普及と推進体制の整備

- ①この計画に基づく事業の推進にあたっては、子どもの読書活動に関わる関係機関と連携を図りながら取り組む。
- ②ボランティア活動団体の事業活動を支援する。

③子どもの読書活動についての理解と関心を深め、読書活動を行う意欲を高めるため、毎年4月23日～5月12日の「こどもの読書週間」および11月1日の「教育の日」に、趣旨にふさわしい事業を実施する。

※こどもの読書週間：昭和34（1959）年にはじまった。当初は5月1日～14日（こどもの日を含む2週間）であったが、2000年の「子ども読書年」を機に、現在の4月23日～5月12日の約3週間に期間が延長された。

V 子どもの読書活動推進目標

1 ライフステージに合わせた目標の設定

(1) 乳児期…本との出会い

- ・4か月児健診をブックスタートと位置づけ、本の楽しさ、面白さを伝える契機とする。
- ・子育て支援センター・健康福祉センターに絵本を常備する。

(2) 幼児期…本を楽しむ

- ・幼稚園・保育園・こども園・子育て支援センターに絵本等の児童書を整備する。
- ・教諭・保育士は、読みきかせ学習会を積極的に園内の活動カリキュラムに組み入れる。
- ・子どもたちの身近に本がある環境をつくるために、保護者への啓発や情報提供を行う。

(3) 小学生期…たくさん読む

- ・本のおもしろさ、楽しさを知り、読書習慣が身につくよう指導する。
- ・魅力のある学校図書館のために環境整備を行う。

(4) 中学生期…本から学ぶ

- ・課題やテーマを決めて調べ学習を行うために、野洲図書館や学校図書館の利用を促す。
- ・総合学習・職業体験を通じて得た知識・経験をさらなる読書活動につなげる。

(5) 高校生期…本を活用する

- ・読書への関心を持てるように、野洲図書館による情報提供や必要な本の選び方の助言を行う。

2 令和6年度までに達成する目標値の設定

目標値一覧

区分	目標内容	一次計画期間中 (平成23年) の達成数値・率	平成30年 度での 達成数値・率 (現状)	令和6年度 までの達成 数値・率 (目標)
幼稚園・ 保育園・ こども園	園児1人当たり蔵書冊数	14冊/人	14冊/人	15冊/人
小学校	子どもの読書活動に関する調査 における不読率	—	3.4%	2%
	学校図書館図書標準達成率 (達成校)	50% (3校)	66% (4校)	100% (6校)
中学校	子どもの読書活動に関する調査 における不読率	—	32.6%	15%
	学校図書館図書標準達成率 (達成校)	66% (2校)	33% (1校)	100% (3校)
学校 園	読書活動においてボランティア 等と協力している校・園の割合	68% (13校)	68% (13校)	83% (15校)
野洲図書 館	子ども1人当たり児童図書貸出 冊数(年間)	—	27.2冊 /人	28冊 /人

※子どもの読書活動に関する調査：滋賀県が毎年実施している、5月の1か月間に読んだ図書の冊数を調べる調査。小学校は第4・5・6学年の児童、中学校は第1・2・3学年の生徒を調査対象としている。

※不読率：調査の中で1か月に1冊も本を読まなかった子どもの割合。

※学校図書館図書標準：公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として、国が設定した蔵書冊数。

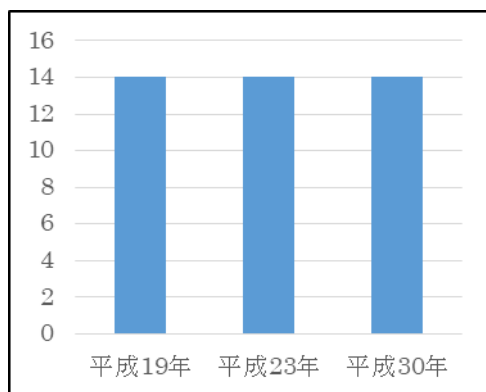
※子ども1人当たり児童図書貸出冊数：計算式は、野洲市民が借りた児童図書の貸出冊数/0～12歳の野洲市人口

資 料

第2次計画で設定した目標値から見た課題

園児1人当たり蔵書冊数

公立の園で調査を実施したところ、蔵書冊数の合計は増加しているが園児数も増えており、園児1人当たり蔵書冊数は目標値には達成していない。乳幼児期において本に親しむ経験は、その後の読書活動の基礎を築くことから、絵本等を整備するよう努める必要がある。

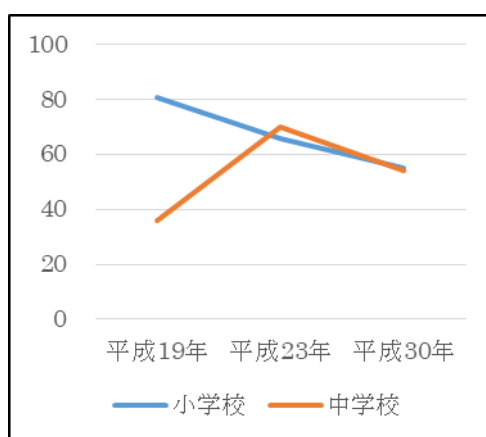


平成19年：1次計画策定前の状況
 平成23年：1次計画期間中の達成数値・率
 平成30年：2次計画期間中の達成数値・率
 ※以降の表やグラフにおいても同じ

平成19年	平成23年	平成30年	2次計画目標
14冊/人	14冊/人	14冊/人	16冊/人

朝の読書実施率

市内すべての学級において週2回以上、一斉読書を実施した場合の実施率について小・中学校ともに目標値には達成していない。学習指導要領の改訂等により一斉読書の時間を設定することは容易ではないが、読書に親しむ時間を確保するなど読書習慣を身に付けるための取り組みが必要である。



小学校

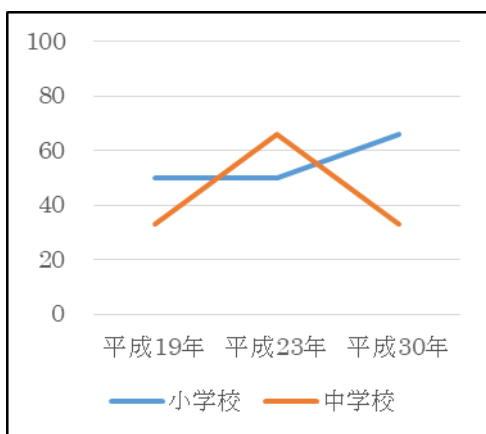
平成19年	平成23年	平成30年	2次計画目標
81%	66%	55%	100%

中学校

平成19年	平成23年	平成30年	2次計画目標
36%	70%	54%	80%

学校図書館図書標準達成率

公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として国が設定した蔵書冊数を達成している学校の割合について、小・中学校ともに目標値には達成していない。学校図書館は子どもたちが身近で本と親しむ場所であるため、資料として古くなった図書の廃棄を進めつつ必要な図書を充実させる必要がある。



小学校

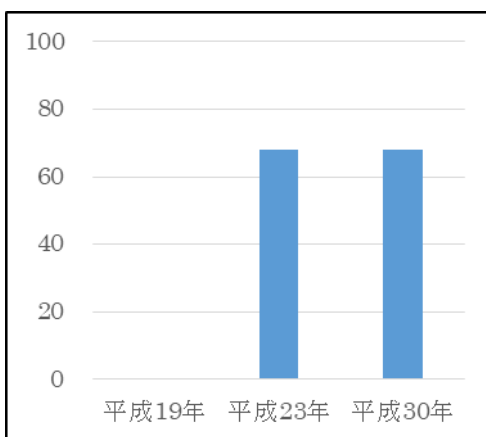
平成19年	平成23年	平成30年	2次計画目標
50%(3校)	50%(3校)	66%(4校)	83%(5校)

中学校

平成19年	平成23年	平成30年	2次計画目標
33%(1校)	66%(2校)	33%(1校)	100%(3校)

読書活動においてボランティアと協力している園・校の割合

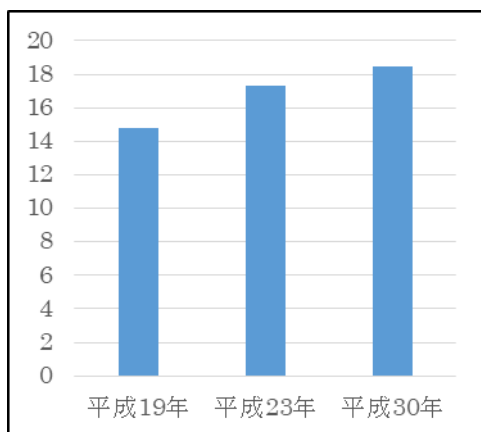
読書活動においてボランティアと協力している園・校の割合は目標値には達成していない。多くの子どもたちに本と親しむことができる環境づくりを効果的に進めるためには、子どもの読書活動に関わるボランティア団体等多くの人々の協力が必要である。



平成19年	平成23年	平成30年	2次計画目標
目標値の設定なし	68% (13校・園)	68% (13校・園)	100% (19校・園)

児童1人当たり児童図書蔵書冊数

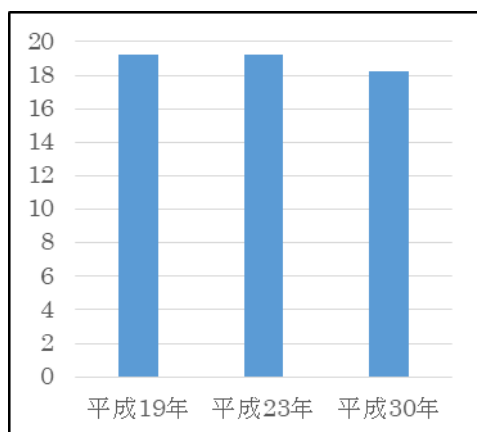
15歳以下の子ども1人当たりの児童図書蔵書冊数は増加しているが、目標値には達成していない。児童向け図書の整備・充実を図ることは今後も必要であるが、児童図書をいかに活用していくかという観点からこの指標についての見直しを検討する必要がある。



平成19年	平成23年	平成30年	2次計画目標
14.8冊/人	17.3冊/人	18.5冊/人	19冊/人

児童1人当たり児童図書貸出冊数

15歳以下の子ども1人当たりの児童図書貸出冊数は目標値には達成していない。児童図書貸出冊数は児童の図書館利用カードで借りた冊数としており、保護者のカードで借りた冊数が含まれていないため、児童図書の利用状況をより正確に反映させるよう算出方法を検討する必要がある。

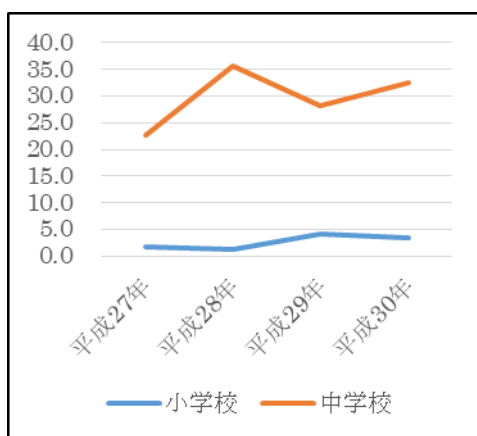


平成19年	平成23年	平成30年	2次計画目標
19.2冊/人	19.2冊/人	18.2冊/人	21冊/人

第3次計画で新たに設定した指標

子どもの読書活動に関する調査における不読率

滋賀県が、小学校は第4・5・6学年の児童、中学校は第1・2・3学年の生徒を対象に、子どもの読書活動に関する調査を毎年実施しており、5月の1か月間に読んだ図書の冊数を調べている。この調査で集計される、1冊も本を読まなかった子どもの割合を、読書習慣の定着を測るための指標とした。



小学校

平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
1.7%	1.3%	4.1%	3.4%

中学校

平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
22.7%	35.7%	28.1%	32.6%

第3次野洲市子どもの読書活動推進計画

令和2年3月

野洲市教育委員会事務局 生涯学習スポーツ課

〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1

TEL 077-587-6053 FAX 077-587-3835

E-mail syougai@city.yasu.lg.jp